

令和6年第8回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年8月28日（水）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第8回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	×
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畑山主査

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第8回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、金沢市農業センターの新名係長から、金沢農業大学校、修了生の就農予定地及び新規募集について説明いただきます。</p> <p>新名係長、よろしく願います。</p>
新名係長	(説明)
事務局長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
事務局長	<p>新名係長、ありがとうございました。(新名係長退席)</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、菊知委員と、吉本委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う</p>

	<p>議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第6回及び第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第6回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請2件について、6月25日付けで知事あてに送付し、番号1は7月19日付け、番号2は7月31日付で許可書が交付されております。</p> <p>続いて、令和6年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請2件については、7月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、7月25日付けで知事あてに送付し、8月23日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、7月25日付けで知事あてに送付し、8月23日付けで許可書が交付されております。</p>

	<p>非農地証明願 1 件については、7 月 25 日付で証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、8 月 1 日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、7 月 25 日付けで金沢市長あて回答しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 ページから 3 ページです。</p> <p>今回、小坂地区から 7 件、三谷地区から 1 件、花園地区から 1 件、合計 9 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 から番号 6 は、新規就農のため、賃借権及び使用貸借による権利を設定するものです。借受人は小坂れんこんの生産を目的として就農を開始するものです。</p> <p>番号 7 は、小坂れんこんの生産者が、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号 8 は、所有者からの遺贈を受けた譲受人が、水稻及び自家消費野菜の生産を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>この件に関し、もう少し詳しく説明させていただきます。動産を含め、相続財産の一切を遺言により相続人以外の者に譲る</p>

	<p>場合を「包括遺贈」といい、この場合は相続同様に農地法第3条の許可を要しません。しかし、本件は、所有者の（亡夫）方の（姪）である当該譲受人に対し、不動産を譲りたいとする「特定遺贈」であったため、この許可を要するものでした。不動産の一部は荒廃し非農地化しておりましたが、水稻及び自家消費野菜の生産が可能な農地に関しては、故人の遺志を汲み、適切に新規就農を開始したいと今回の申請に至りました。農地の現地確認には北本委員に立ち合いを頂き、地元生産組合へ加入することで、組合から必要な機械を借り受け、技術支援を受けながら営農をしていくとのことでした。</p> <p>番号9は、水稻の生産者が、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上9件、申請地の現況は畑または田であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。面積は合計 14,876 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連があり</p>

	<p>ますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、花園地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、1件で、面積は合計686㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、辰巳地区から1件、二塚地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される駐車場であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計2,975.14㎡です。</p>

	ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、山下委員から調査結果をご報告願ひます。
山下委員	8月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願ひます。
事務局	地区担当委員の田辺委員、山下委員、吉本委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりにより許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりにより許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 非農地証明願ひについて上程いたします。 事務局、これについて説明願ひます。
事務局	議案第4号 非農地証明願ひについて、ご説明いたします。 議案書は6ページ及び7ページです。 今回、額地区、浅川地区及び三谷地区から、それぞれ1件の申請がありました。 番号1は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒

	<p>廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>番号2は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、7月19日、事務局にて申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>番号3は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>この件に関し、詳細を説明させていただきます。</p> <p>議案第1号の番号8に関連する案件であり、所有者の（亡夫）方の（姪）である当該譲受人に対し、不動産を譲りたいとする「特定遺贈」のうち、非農地化しているものを申請しています。現況については、7月23日、北本委員に申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>以上、3件で、面積は3,387.61㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声）</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p>

	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページから9ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、小坂地区から3件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の再設定が1件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の再設定が2件です。面積は合計3,021㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は10ページです。</p>

	<p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>川北地区及び崎浦地区からそれぞれ 1 件、合計 2 件の申し出がありました。</p> <p>いずれも、賃借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定で、面積は合計 2,465 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。今回の議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 1 につきましては借受人が、下村委員が代表理事組合長である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 1 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号のうち、番号 1 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p>

	<p>それではここで、下村委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1の借受人以外及び番号2に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから18ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計900㎡、第5条が24件で、面積は合計7,670㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)

川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は19ページ及び20ページです。</p> <p>届出件数は3件、解約理由は売買及び貸借権設定のためで、面積は合計2,371㎡です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は21ページから30ページです。</p> <p>届出件数は10件で、面積は合計49,553.66㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、31ページから36ページです。</p>

	<p>権利設定に関して、川北地区で2件あり、面積は合計12,170.00 m²です。賃借権を設定する契約期間が10年のものが1件、使用貸借による権利を設定する契約期間が10年のものが1件です。</p> <p>権利移転に関して、川北地区で6件あり、面積は合計50,635.00 m²です。いずれも賃借権の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから8ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、花園地区外3地区において、7,547 m²を農用地区域から除外することに伴う</p>

	<p>ものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入、用途区分の変更はありません。</p> <p>3ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4ページの案件別の図面をご覧ください。</p> <p>4ページの番号1は、工場敷地拡張に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>5ページの番号2は、駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張かつ既存敷地面積の二分の一を超えないことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>6ページの番号3は、送電線鉄塔に転用する計画のもので、転用許可が不要の案件となります。</p> <p>7ページの番号4、8ページの番号5は、山林として保全する計画のもので、現況は既に山林化しており、令和6年7月25日付けで非農地証明書を交付しています。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま</p>

	す。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、8月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。